

伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成23年 5 月31日 告示第76号

改正 平成23年 7 月29日 告示第101号

平成26年 5 月23日 告示第89号

令和 4 年 3 月25日 告示第56号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき伊豆の国市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に必要となる事項並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、伊豆の国市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 公共交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関し協議すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関し協議すること。
- (3) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

(組織)

第3条 公共交通会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 市民及び利用者の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 伊豆中央警察署長又はその指名する者
- (7) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(8) 静岡県の関係行政機関の職員

(9) 市職員

(10) 学識経験者

(11) 前各号に掲げる者のほか、公共交通会議の運営上市長が必要と認める者

3 前項各号（第1号を除く。）に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 公共交通会議に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項第1号に定める者が務め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、公共交通会議の会務を総理し、公共交通会議を代表する。

4 会長に事故ある場合には、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 公共交通会議は、会長が招集する。

2 公共交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 公共交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 公共交通会議は、原則として公開とする。

5 公共交通会議は、必要があると認めるときは、公共交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 公共交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務）

第8条 公共交通会議の事務は、公共交通施策担当課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、公共交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が公共交通会議に諮り定める。

附 則（平成23年5月31日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年 7 月29日告示第101号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 5 月23日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年12月13日告示第2 0 7号）

この告示は、公示の日から施行する。